

(別添)

国自貨第57号

平成23年12月20日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局貨物課長

東日本大震災の影響により被災した貨物自動車運送事業者の取扱について

「東日本大震災の影響による事業計画の緊急対応について」(平成23年4月5日付け国自貨第13号)により、東日本大震災の被災地域に営業所を有する事業者に対する緊急時の対応として、当該営業所に係る貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)の規定に基づく認可又は届出については、平成23年6月30日までの間、その手続きの猶予等を行い、さらに、「東日本大震災の影響により被災した貨物自動車運送事業者の取扱について」(平成23年6月21日付け国自貨第45号)により、手続きの猶予等の期間を平成23年12月31日まで延伸したところである。

しかしながら、津波被害の甚大な地域又は東京電力福島第一原発事故による警戒・避難区域の被災事業者においては、未だ法第9条に基づく事業計画の変更認可申請または届出の手続きを行うことが困難な状況であると認められることから、下記により取り扱うものとする。

## 記

### 1. 対象事業者

岩手県、宮城県及び福島県に事業計画上の営業所を有している被災事業者

### 2. 取扱内容

#### (1) 事業休止中の事業者が事業を再開する場合

仮営業所等(法に基づく要件を満たさない営業所等)で事業を再開する場合は、法施行規則第44条第1項第3号に基づく再開届提出と同時に申立書(別添様式)を提出することとし、下記(2)に準じた取扱を行うこととする。

#### (2) 現在、仮営業所等で事業を行っている場合

平成23年12月28日までの間に、申立書を上記1.の被災した事業計画上の営業所の所在地を管轄する運輸支局に提出することとし、平成24年6月30日までの間、仮営業所等での事業実施を認めることとする。

ただし、都市計画法等関係法令の規定に抵触するものは認められない。また、仮営業所等における事業運営にあつては、運行管理及び整備管理に万全を期すこととするとともに、申立書の記載内容に変更が生じたときは、その都度、申立書を遅滞なく提出するよう指導すること。

さらに、事業計画の変更認可申請または届出が可能な状況となったときは、速やかにその手続きを行うよう指導するとともに、指導の経緯を踏まえた改善状況について平成24年7月16日までに報告されたい。

(様式)

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
連 絡 先

申 立 書

東日本大震災により被災し、下記のとおり貨物自動車運送事業法第9条の事業計画変更の手續きができない状況となっておりますが、可能な限り早期に改善に努めますので、特段のご配慮をお願いします。

なお、当該仮営業所等について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

記

1. 被災した事業計画上の営業所の名称及び位置

2. 仮営業所等の位置及び概要

- ・ 仮営業所の位置
- ・ 仮営業所の概要
- ・ 車庫の位置
- ・ 休憩・睡眠施設の位置
- ・ 車両数（普通車 両、小型車 両、けん引車 両、被けん引車 両）
- ・ 担当者及び連絡先

3. 申し立ての理由

【記載例】

(様式)

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
連 絡 先

申 立 書

東日本大震災により被災し、下記のとおり貨物自動車運送事業法第9条の事業計画変更の手続きができない状況となっておりますが、可能な限り早期に改善に努めますので、特段のご配慮をお願いします。

なお、当該仮営業所等について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

記

1. 被災した事業計画上の営業所の名称及び位置

2. 仮営業所等の位置及び概要

- ・ 仮営業所の位置
- ・ 仮営業所の概要（荷主の敷地内、社長の自宅等）
- ・ 車庫の位置
- ・ 休憩・睡眠施設の位置
- ・ 車両数（普通車 両、小型車 両、けん引車 両、被けん引車 両）
- ・ 担当者及び連絡先

3. 申し立ての理由

- ・ 復興後の整備計画が定まらないことから、建築物の建築の判断ができず、当分の間、仮営業所での対処とならざるを得ない状況である。
- ・ 東京電力福島第一原発の事故により緊急事態宣言が発令されたことから、避難等を余儀なくされており、仮営業所での対処とならざるを得ない状況である。